２０１４年1月２７日

山形県知事　吉村美栄子　様

日本共産党山形県委員会
県委員長　本間和也
山形県議会議員　渡辺ゆり子

２０１４年度　県政運営に関する提案・要望

県民のいのちと暮らしを守る県政の発展に力をつくしていることに敬意を表します。

日本共産党山形県委員会は、吉村県政に対して一昨年１２月の政策合意にもとづき知事選挙で支援を行い、個々の政策課題では県民のいのちと健康、暮らしを守る積極的な施策に賛成の立場を表明し、県政の前進に尽力してきました。またこの間、知事が表明してきた消費税増税反対、農業を破壊するTPP参加反対、原発をなくすことをめざした「卒原発」と自然エネルギーへの転換などの政治姿勢を評価し、共同の運動を進めてきました。

しかし、最上小国川ダム建設の強行、とりわけ小国川漁協に対する漁業権の更新をめぐり、ダム建設への協力を求める強引な政治姿勢は、容認できません。

また、吉村県政の２期目のスタート以降、消費税増税、ＴＰＰ問題、政治資金パーティの開催の対応でも、従来の政治姿勢から後退と言える状況になっている事を憂慮しています。吉村県政が県民の声を大事にし、県民目線で県政運営を行うという原点にたち返り、真剣な自己検討を求めます。

安倍内閣は、国民の多数の声を押しつぶして秘密保護法を強行成立させ、過去の侵略戦争を肯定・美化する靖国神社参拝も強行するなど、多くの国民と諸外国から痛烈な批判をあびてます。まさに安倍内閣の「終わりの始まり」を告げる事態が進行しています。これらの「暴走政治」は早晩、深刻な政治的激動、政治的危機を引き起こすことは疑いがありません。日本共産党は国民、県民とともに対案をしめし共同の取り組みを進める決意です。

吉村知事におきましても、県政において、「安倍内閣の暴走」に対し県民とともに共同のたたかいをすすめる立場に立つこと求めます。

来年度は、県民生活に対する政府の動向は県民にきわめて深刻な打撃になることが予想されます。４月から消費税が現在の税率５％が８％に増税されます。安倍政権は、増収分

は全額を社会保障の財源に回すとしてきましたが、来年度政府予算の姿は、消費税増税の口実が自壊してしまっています。消費税は１％増税するだけで約２・５兆円もの税収が増え、その分が国民から奪われる生活破壊税です。

国民の所得が減り続けるなか消費税が増税されれば、国民生活がいっそう悪化し、日本経済が落ち込むことは確実です。政府が決めた５・５兆円規模の今年度補正予算案では、消費税増税に伴う臨時福祉給付金など、金額は“すずめの涙”です。とても増税による家計の打撃の穴埋めになりません。

来年度「税制改正大綱」では大企業への減税のオンパレードです。東日本大震災復興特別法人税は今年３月末で廃止、大企業の交際費や設備投資は減税、法人実効税率を１０％も引き下げようとしています。

一方、家計支出は、この間の電気料金の引き上げ、円安の影響で灯油など燃油を中心とした物価上昇、さらに4月からは70歳から74歳までの医療費窓口負担を段階的に2倍化、後期高齢者医療制度の保険料引き上げ、介護保険の見直し、高校授業料無償化の廃止など県民負担増が目白押しです。収入も、この間の生活保護費の１％削減、年金１％(さらに２０１５年までに１．５％)削減と弱いものいじめが続いており、また、県内の所定内賃金は、一部に上昇が見られるものの、福祉医療では減少傾向で、全体としてリーマンショック以前の水準には程遠い状況です。多くの県民に景気回復の実感はありません。

県政が国の悪政の防波堤となり、改めて「県民のいのちと暮らしをまもる」施策を行うよう求めるものです。

1　県民の福祉とくらしを応援する行財政運営で、憲法をいかす県民参加の清潔な県政を

1．「山形県平和都市宣言」を行い、日本国憲法の普及・啓蒙につとめる平和行政を行うこと。

2．**4 月からの消費税増税中止を国に求めること。また、知事として増税反対を表明すること。**

3．特定秘密保護法は、政府の判断によって、どんな行政情報も恣意的に「特定秘密」と指定され、事実上永久的に国民に隠し続けることができる法律です。特定秘密保護法を撤廃を国に求めること。

4．地方交付税の実質増額を国に求めること。

5．大企業優遇の租税特別措置を整理･縮小、証券優遇税制の廃止、所得税の最高税率の引き上げを国に提言すること。

6．知事と会いにくくなったとの声が相次いでいます。各界のアドバイザーだけでなく幅広く、現場の声に耳を傾けること。

7．**私立高校生への授業料軽減補助制度は、国の補助金制度変更を活用し、さらなる制度拡充を行うこと。私学助成一般補助金を増額すること。標準単価に対する上積額を引き上げること。私学助成の抜本的拡充を国に働きかけること。私立高校に対する特別支援員の高校負担なしで継続を行うこと。**

8．避難者の私立高校授業料軽減補助の要件緩和と2014年度までとなっている同事業の継続を国に強く求めること。

9．県民の税金や各種手数料・負担金等の滞納処分にあたっては、機械的な財産調査や差押えを行わず、生活実態や個別事情を十分把握したうえで、きめ細かな納税相談に応じることで、取り立てに偏重した徴税業務に陥らないようにするため、債権回収会社の活用は行わないこと。

10．各種審議会等の女性委員の構成比率を50%に増やすこと。委員の公募制を促進し、公募委員の構成比を可能な限り高めるようにすること。

11．指定管理者制度のあり方を見直すこと。特に参加業者・団体名を公表すること。

12．職員配置は、県民の命と暮らしを守るため「母子自立支援員」「消費生活相談員」の正規職員化、「児童福祉司」の職員増をはかること。

13．総合的な雪対策をすすめること。

14．県民文化施設の建設は、高額な建設費など県民から様々な意見が出ていることから、急がず慎重に検討すること。

15．文化芸術活動に対する助成を後退させないこと。

16．フル規格新幹線は、多額な費用や在来線の存廃などの懸念があり推進しないこと。

2 安心して子育てできる環境と女性の地位向上を

1. 子どもの医療費無料化を国に要望するとともに、県として「中学生まで」無料化を目指すこと。一部負担金をなくすこと。
2. 児童虐待の対策を強め、「児童福祉司」の職員増を図ること。
3. 認可外保育の補助を充実すること。認可外保育の保育料軽減を実施すること。
4. 保育水準の現行水準の後退させず、向上をめざすこと。特に保育士配置基準の引き上げをめざすこと。当面加配保育士への助成を図ること。
5. 食物アレルギー児に対する保育所給食の実態把握を行い、対応基準を設け支援すること。
6. 民間企業に次世代育成法に基づく「行動計画」を早急に策定するよう強く働きかけること。
7. 児童養護施設の増設を検討すること。十分なケアができるよう職員配置基準の見直しを国に要望すること。
8. 母子寡婦福祉資金の申請時の「納税証明書」添付をやめること。相談体制の充実を図るため母子自立支援員の正規化や増員を検討すること。また、母子自立支援員の「原則として非常勤」の規定を廃止するよう国に求めること
9. 市町村の男女共同参画計画の策定率を全国レベルまで引き上げるため、市町村の計画づくりを支援すること。
10. 増加しているDV相談対応の充実を図ること。当面、市町村における配偶者暴力相談センターの設置を促進すること。
11. 子ども若者計画を策定すること。策定にあたっては、子ども若者がおかれている現状を「すべて」と「困難を」有する「子ども若者」の角度から明らかにし、特に若者へのセーフティネット施策（職業訓練や生活支援）を構築すること。
12. 引きこもり、ニートなど困難を抱える若者を支援する総合的政策を持ち、実施すること。例えばサポートターの養成や支援団体への助成などを行うこと。
13. 若者の結婚支援は、この間の年収減少に着目した施策を講じること。

3 県民のいのちと健康・暮らしを守り、福祉・保健・医療の充実を

（福祉）

1．県として福祉灯油を実施すること。

2．生活保護の基準引き下げは、生活保護のみならず「生活福祉資金」「住民税非課税」「就学援助」「保育料」「介護保険」「私学授業料軽減」「障がい児者」「放課後子どもクラブ低所得対策」などに影響しかねません。引き下げ中止を国に求めること。

3．生活保護申請書を窓口に置くこと。窓口での対応は、申請権の侵害を行わないよう注意をはらうこと。窓口対応は正規職員を配置し、扶養義務を強要しないよう事務指導すること。

4．総合支庁で運用されている生活保護扶養照会書を、県生活保護法施行規則第７条の（様式第 19号）の様式で徹底すること。

5．市町村と連携を図り、孤独死の対策を進めること。

6．「認知症を疑われるが何処に受診すればいいかわからない」「認知症の介護認定が不満だ」との声があります。認知症対策を強化し予算を拡充すること。特に「認知症サポート医」「かかりつけ医」の研修開催場所・回数を増やし、研修修了目標の前倒し実施を行うこと。また、県民・地域支援センターが分かるように研修終了者を公表すること。

7．国民年金でも入所できるような特別養護老人ホームの増設を図り、低所得者対策を行うこと。特別養護老人ホームの待機者の解消を図ること。

8．国の介護保険制度から軽度者をはずし、利用料の引き上げの動きに反対すること。介護保険の国庫負担率の引き上げを国に求めること。

9．介護職員の確保、定着、処遇改善に力を入れること。

10．障害者自立支援法の応益負担を廃止し、報酬の「日払い」を「月払い」にすることを国に求めること。

11．療育訓練センター（上山･鶴岡）の医師の増員を図り、重度障がい児の診療待ちの解消を図ること。

12．自殺予防対策の充実を図ること。

（保健・医療）

1．市町村国保で財政難を理由に保険料の引き上げが相次いでいます。国庫負担率を計画的（1984 年国庫負担率）に復元を国に求めること。

2．国に地方単独医療に伴う国保会計へのペナルティー廃止を要望すること。また、減額分を市町村国保会計に支援する仕組みをつくること。

3．70 歳～74歳の医療費窓口負担増の導入に反対をすること。

4．　国民健康保険税滞納者に資格証明書を発行しないよう指導すること。

5．　窓口負担に係る国保法４４条に基づく税の減免基準設定に当たっては、国会答弁で市町村が独自に基準の上積みを行うことは「望ましい」としていることから、県もその立場から市町村に指導すること。

6．　特定疾患対策事業費予算を確保すること。

7．　受動喫煙防止対策についての条例を制定すること。

8．　インフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌ワクチンの公費助成をすること。

9．　後期高齢者医療制度は廃止し、もとの老人医療費の仕組みに戻すことを国に申し入れること。

10．重度心身障がい児（者）医療費助成事業について所得制限を撤廃し定額負担に戻すこと。

11．医師不足解消に努めること。特に自治体病院の地域間格差の解消、産科・小児科医の確保に努めること。

12．看護師の不足解消のため県立保健医療大学の定員増などを検討するとともに山形大学に定員増と、卒業生のいっそうの県内定着を求めること。県立山辺高校の看護学科卒業生の県内定着策を検討すること。看護学生に対する県独自の奨学生制度を創設すること。新たな看護学校の創設を検討すること。また、いわゆる「潜在看護師」の掘り起こし、県内新規学卒者、離職者の動向把握に努め、再就職のための県の施策を一層進めること。

13．大人電話相談の特に高齢者への周知に努めること。

14．院内保育所への運営助成制度を充実し、２４時間保育制度の確立を図ること。

15．県立病院の看護師募集は、民間病院や地域の看護師確保も考慮し、地域の需給バランスを崩すような大量募集は行わないこと。また、結果的にようやく育った看護師を民間病院等から引き抜きにならないように配慮すること。

16．県立病院での後発薬品の採択を促進すること。

４ 安定した雇用の確保と仕事おこし、中小企業・地場産業の振興で地域経済の活性化を

1．新規高等学校卒業生に労働者の権利のハンドブック配布事業を引き続き行うこと。

2．緊急雇用基金による自治体雇用の非正規職員約 300 人が今年度で期限切れなる可能性があります。国に自治体直接雇用を可能にするよう要請するとともに、県としても「新雇用創出産業対策特別基金」などを活用し対応すること。

3．県の制度融資並びに中小企業金融について

① 貸し付け条件変更等の相談や申し込みに対して利用者本位の立場できめ細かに対応するよう金融機関に対する指導・監督を国に求めること。

② 商工業振興資金の制度融資の金利引き下げを行うこと。

4．国は中小企業セーフティネット保証５号の業種指定を現在の 642 から 195 業種への縮小を検討しています。実施されればこれまで借りていた人が借りられなくなることが想定され、県として独自の対策を検討すること。

5．小規模起業者設備導入制度を国が 2014 年度に終了を予定していることから、県として今後の対応を検討すること。

6．2013 年 12 月、国などが「経営者保証に関するガイドライン」が公表し、2014 年 2 月から運用さるとしています。ガイドラインは、経営が悪化した場合でも当面の生活費や自宅などを残すことを認めるとされ、県としても、県信用保証協会をはじめ金融機関にこのことを周知すること。

7．県が発注する各種業務を受注する事業者との間で結ばれる契約に、生活できる賃金など人間らしく働くことのできる労働条件を定める「公契約条例」制定に向けた準備を進めること。

8．商店街活性化のため商店街のインフラ整備費用・維持費、商店街組織の事務所家賃や人件費、空き店舗の借り上げ費用などの助成を強めること。

9．原発事故に伴う風評被害の発生防止に力を注ぐとともに、東京電力への風評被害賠償請求の動きを支援すること。

10．現行の派遣制度、専門２６業務と一般業務の区別を撤廃し、派遣会社に無期限の派遣を認めようとする「派遣が当たり前」の派遣法改悪の動きは、これまでの正社員化を進める県の努力を無為にしてしまいます。この動きに反対をすること。

11．産業技術短期大学校の授業料免除制度の仕組みを募集要項などで周知すること。

12．最低賃金を 1000 円以上に引き上げと中小企業対策を国に求めること。

13．新規学卒者への引き続く支援を行うこと。

14．中小企業のトータルサポート相談体制を充実すること。

15. 先端生命科学研究所への支援は、事業開始当初の説明通り、地域経済振興と雇用拡大を目的としたものに見直し、それらの効果に見合った規模に見直すこと。支援のあり方については、市民参加で改めて検討すること。

5 山形県の基幹産業にふさわしく、農林水産業の振興にいっそうの努力を

1. ＴＰＰ（環太平洋経済連携）交渉参加の撤回を国に申し入れること。
2. 政府が進めている農政改革はコメの需給・価格安定に対する国の責任放棄です。市場原理が全面的に実施されれば、米価の暴落や乱高下が予想され大規模農家ほど打撃です。減反補助金（経営所得安定対策）の半減は農家にとって死活問題です。国に意見するとともに県として何らかの激変緩和策をとること。
3. 国に戸別所得保障制度の継続と、米価については再生産できる価格を補償するよう求め、農産物価格補償制度は県・市でも検討すること。
4. 「人農地プラン」の作成・助言指導にあたるアドバイザー配置の予算を確保すること。
5. 農業水利施設で小水力発電を推進すること。
6. 青年就農給付金は、予算確保とともに要件を緩和すること。
7. 果樹、野菜、畜産の生産物を対象とした価格安定対策や、生産増強のための助成制度を改善・拡充すること。
8. 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく県内市町村の指針策定状況が23/35市町村(県内66%：全国77%)となっていることから、県として指針策定を支援すること。
9. 間伐助成の拡充と作業路網の整備をすすめ、健全な森づくりをすすめること。松枯れナラ枯れ対策を継続すること。森林荒廃防止と整備事業を進め、ペレットストーブの一層の普及、県産木材の利用拡大対策を拡充すること。
10. 地産地消や食の安全を重視した直売所・産直の取り組み、消費者との交流など、地域の自主的な取り組みを一層支援すること。
11. 中山間地域の定住化促進をはかるため「中山間地直接支払い制度」などを生かし支援を充実すること。
12. 内水面漁業の振興対策を強化し、中山間地域の活性化にも生かすこと。

6 地域密着型の公共事業の推進を

1. 住宅リフォーム助成制度は、国が補助制度創設を検討していることから、県として「長寿命化」も対象にするなどより使いやすいものに拡充すること。
2. **最上小国川ダム建設を凍結し、最上小国川の治水計画を再度見直すこと。その際、ダム建設を前提としない公正・公平な第三者委員会による検討を行うこと。赤倉地区の内水被害対策のうち特に左岸側の対策工事を急ぐこと。**
3. 昨年の7月大雨による災害で、河川に堆積した土砂の除去を求める声が相次ぎました。調査を行い異常堆積土砂撤去費用の増額を行うこと。
4. 災害時要援護者施設等保全対策事業など増額を図ること。
5. 需要に応じた県営住宅の整備計画をたてるとともに、空き家・空き室の有効利用も検討すること。
6. 県発注の公共工事については、下請業者も県内業者の活用を徹底すること。また、下請工事代金が適正に保証されるよう元請業者への指導を徹底すること。
7. 県発注公共工事の中小企業への発注率を高めること。

7　確かな学力と豊かな人間性を育む教育・文化・スポーツの振興を

1．「子どもの権利条約」を踏まえ、いじめ・体罰をなくす学校づくりに取り組むこと。
2．学力テストの学校別公表を行わないこと。
3．国の 35 人学級導入いかんに関らず、県として 30 人学級の導入をすること。また、多人数単学級をなくすこと。
4．義務教育の就学援助の国庫負担復活と制度拡充を国に求めること。
5．就学援助制度は、準要保護家庭世帯の対象費目が 3 項目拡大をしたことに伴い、市町村とともに制度活用を推進すること。
6．特別支援教育の予算と人的配置を確保すること。中学校での通級を導入すること。
7．給付制奨学金制度の導入を強く求めること。
8．高校授業料無償化廃止すべきではありません。行われた場合でも所得証明の提出が困難な世帯に十分な配慮を行うこと。
9．教育費負担軽減のため、高校生の通学費の補助を創設すること。
10．特別支援学校、山形県立盲学校、上山養護高等学校の改築を検討すること。特に盲学校のプールは、老朽化が著しく盲の方にとって危険です。早急に改修を行うこと。知事が直接現地視察を行うこと。
11．定時制・通信制生徒への教科書無償給与、夜食費補助制度を堅持・拡充すること。
12．大規模地震により倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設の耐震化を促進すること。
13．高校統廃合、中高一貫教育は住民合意を大切にし、押し付けしないこと。
14．障がい者雇用の法定雇用率を遵守すること。
15．教育の国家統制をやめさせ、日本国憲法と子どもの権利条約に立脚した新しい教育基本法の制定を国に求めること。
16．学校給食に県産品使用を促進すること。学校給食の放射性物質検査を行うこと。
17．熱中症対策として、教職員児童生徒が自ら確認できる乾湿度計などを教室や体育施設などに整備すること。
18．算数数学コンテストはやめ、算数数学に興味関心を持たせる授業を工夫すること。

8 災害に強く、くらしと環境・安全安心な街づくりを

1. 原発からの速やかな撤退を国に求めること。太陽光発電やペレットストーブなど設置補助の充実など再生可能エネルギー普及を進めること。太陽光、小水力、風力などの自然エネルギーの小規模、分散型の供給体制を追求すること。
2. 2013 年夏の大雨の影響で長期に濁った寒河江川上流・寒河江ダム湖は、1998 年に県が環境基本法「生活環境保全に関する基準」に基づき該当水域に指定していますが、測定数値が基準越でも「評価方法がない」として、法律が機能していません。「評価方法の確立」とともに、今回の濁水長期化発生の原因究明と再発防止を国とともに行うこと。
3. 緩和された県立自然公園における許可届出に関する審査指針を見直し、庄内海浜県立自然公園の公園計画策定を優先させること。
4. 自然災害で家屋が全壊した被災者に「被災者生活再建支援法制度」（最大 300 万円の支援金）がありますが、市町村単位で全壊家屋が 10 世帯以上との適用要件があるため、2013 年夏の豪雨災害では県内で全壊世帯があるにも関わらず、制度適応されませんでした。国に要件緩和を求めるとともに、県としても同程度の給付金制度創設を検討すること。
5. 災害に備え、災害救助法の迅速な活用のため「住宅の応急修理」や、土石等が住家周辺に運び込まれ日常生活に支障をきたす恐れのある方に除去できる「障害物の除去」も救助の対象になることについて市町村に随時、情報提供、適切な助言を行うこと。
6. 避難者の民間借り上げ住宅の柔軟な住み替えと、長期に継続を国に要望すること。
7. 避難児童生徒の就学援助制度は、来年度までとなっていることから、国に継続を強く求めること。
8. 避難者の生活支援相談員を継続すること。引き続き県内避難者の声を聞き施策に反映すること。
9. 市町村とともに「火山防災協議会設置」を検討すること。
10. 「山形県国民保護計画」など戦争をする国を前提にした計画は、憲法の趣旨にのっとり県民の基本的人権を守り戦争に自治体が利用されることがないようにすること。また、県民啓発活動や有事想定訓練を行わないこと。また、関連予算を計上しないこと。現職退職を問わず自衛官を採用しないこと。
11. オスプレイの全国訓練飛行に反対すること。
12. 消費生活センターの体制を引き続き強化すること。
13. 山形駅東口に設置された防犯カメラは、個人のプライバシー情報の収集や利用方法に不安の声や「犯罪捜査の名のもと、監視カメラで無差別に撮影した大量の市民データが、令状もないまま警察に任意に提供される“違法状態”が横行している」との指摘があります。監視カメラの運用を定める基準を県民とともに作成し公表すること。